

平成 28 年 1 月 25 日

各位

会社名 サムティ株式会社 代表者名 代表取締役社長 江口 和志 (東証第一部・コード 3 2 4 4) 問合せ先 取締役経営管理本部長 松井 宏昭 電話番号 06-6838-3616(代表)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年1月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年2月25日開催予定の第34期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1 変更の目的

- (1)経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第18条(員数)に定める取締役の員数の上限を1名増員し、7名から8名に変更するものであります。
- (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号) において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第27条(社外取締役との責任限定契約)の規定を一部変更するとともに、変更案第35条(監査役との責任限定契約)の規定を新設するものであります。

## 2 変更の日程

定款変更を付議する株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成28年2月25日(予定) 平成28年2月25日(予定)

## 3 変更の内容

現行定款と変更案は、次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員 数) 第18条 当会社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。	(員 数) 第18条 当会社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。
第19条~第26条 (省 略)	第19条〜第26条 (現行どおり)
(社外取締役との責任限定契約) 第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外 取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償 責任を限定する契約を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が 規定する額とする。	(取締役との責任限定契約) 第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 取締役(業務執行取締役等である者を除く。)と の間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を 限定する契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規 定する額とする。

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
第28条~第34条 (省 略)	第28条〜第34条 (現行どおり)
(新 設)	(監査役との責任限定契約) 第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠 償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 法令が規定する額とする。
第 <u>35</u> 条~第 <u>41</u> 条 (省 略)	第 <u>36</u> 条〜第 <u>42</u> 条 (現行どおり)